

胎内市公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託
事業者選定に係るプロポーザル実施要領

本業務は、胎内市が所管する下水道施設及びし尿投入施設の維持管理に関する業務について、受託事業者の選定にあたっては単に金額の多寡のみの比較である通常の競争入札ではなく、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・かつ効果的に事業運営ができるよう、性能規定・複数年契約で包括的に委託するものであり、市と事業者との協同作業による施設運用の技術力を築き上げ、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とし、プロポーザル方式により最も優れた者を選定します。

プロポーザルに応募する意思のある方は、下記に掲げる内容により「参加希望書」及び「企画提案書」等を作成し提出してください。

1 業務名

胎内市公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託

2 業務内容

別紙

- ・公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【共通仕様書】
 - ・公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【汚水処理場特記仕様書】
 - ・公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【マンホールポンプ場特記仕様書】
 - ・公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【し尿投入施設特記仕様書】
- (以下「要求仕様書」という。)による

3 予定契約期間

2022年(令和4年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日まで

4 契約上限額

535,370千円(5年間分の合計額とする。消費税及び地方消費税相当額を含む)

上記のうち下水道事業分462,220千円、し尿投入施設分73,150千円とするが、この金額は契約時の予定価格となるものではない。提案見積額は、この上限を超えてはならないものとする。

5 参加資格等

(1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体を構成する企業(以下「構成員」という。)の数は上限3社までとし、

構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。

- ③ 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- ④ 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

(2) 参加者の資格

- ① 単独企業及び共同企業体の代表企業は胎内市物品・役務等入札参加資格審査規程（平成20年告示第23号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、大分類「役務の提供」、中分類「上下水道設備維持管理業務」小分類「下水道施設等維持管理」に登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 汚水処理場及びマンホールポンプ維持管理業務の元請として要求仕様書に記載のある資格を契約までに有していること。なお、し尿投入施設についての実績は必要としないが評価の対象とする。
- ⑤ 胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年訓令第38号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 共同企業体の構成員も上記②～⑤の要件を満たしていること。

(3) 参加者からの除外

- ① 上記(1)のいずれかの要件を欠くようになったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」になったとき。
- ④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げたとき。
- ⑤ 費用内訳書に記載された業務委託料見積金額（消費税抜）が契約上限額を超えるとき。
- ⑥ 共同企業体の構成員も①から⑤を適用する。

6 次期業務委託における受託者選定時の評価

受託者の本業務に係る履行監視、評価において良好な結果が判断された場合は、委託者はインセンティブとして次期業務委託のプロポーザル技術提案書、見積等の評価の他に技術評価への加点等の対応を行う予定である。

7 募集及び選定等の日程

項 目	日 程
プロポーザル審査委員会（内部会）	令和3年10月7日（木）
プロポーザル案件の公告	令和3年10月19日（火）
参加希望者の受付	令和3年11月9日（火）まで
質問の受付	令和3年10月19日（火）～令和3年11月2日（火）
資料等の閲覧	令和3年10月19日（火）～令和3年11月9日（火）
参加表明者への指名通知	令和3年11月15日（月）
現地説明会への申し込み締め切り	令和3年11月16日（火）
現地説明会	令和3年11月18日（木）又は19日（金）
企画提案書に関する質問及び回答	令和3年11月15日（月）～令和3年11月29日（月）
企画提案書の受付	令和3年11月15日（月）～令和3年12月6日（月）
プロポーザル審査委員会	令和3年12月7日（火）
最終選定参加者指名通知	令和3年12月13日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年12月23日（木）
審査結果の公表	令和4年1月7日（金）
契約締結	令和4年1月中

※上記日程は予定であり変更することがある。変更がある場合は市のホームページで公表するほか、届出をしている事業所には市から直接連絡します。
 なお、感染症対策により、リモート等により実施する場合があります。

8 参加希望受付及び確認

この実施要領及び要求仕様書等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加希望の事業者は、提案の参加意思確認を行うために、参加希望書を事前に提出してください。

- (1) 受付期間：令和3年10月19日（火）から令和3年11月9日（火）まで（ただし、閉庁日を除く。）時間は、9時00分から17時00分まで
- (2) 提出書類：①参加希望書【様式3-1】または、【様式3-2】
 - ②下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績【様式5】
 - ③農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績【様式6-1】
 - ④配置予定従業者調書【様式7-1】
 - ⑤実務経験証明書【様式7-2】
 - ⑥入札参加希望営業品目一覧表（様式は胎内市HPを参照のこと）
 - ⑦営業所（主たる営業所を除く）一覧表
 - ⑧登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - ⑨市税の納付証明書（市内業者のみ。未納税額のない証明書用）
 - ⑩法人税又は申告所得税及復興特別所得税の納税証明書（未納税額のない証明書用）
 - ⑪消費税及地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明書用）

⑫財務諸表（直近のもの）

賃借対照表、損益計算書及利益金処分（損失処理）計算書
（又は株主資本等変更計算書）

⑬暴力団等の排除に関する誓約書

⑭その他市長が必要とする書類

各1部提出

※共同企業体の構成員も⑥～⑭の書類を提出すること。

(3) 提出方法：上下水道課窓口へ直接持参又は郵送。（受付期間内必着のこと）

(4) 参加表明者への指名通知：令和3年11月15日(月)発出予定。

9 参加希望に関する質問の受付及び回答

この実施要領及び要求仕様書等に関する質問があるときは、質問書【様式18】を提出してください。

(1) 受付期間：令和3年10月19日(火)9時00分から令和3年11月2日(火)
正午まで

(2) 提出方法：担当課へ質問書により電子メールで提出。17 問い合わせ先参照。
メールの件名に「【要領・仕様書質問】」と明記すること。

(3) 質問への回答：随時、胎内市ホームページに掲載する。

10 現地説明会

(1) 日時：令和3年11月18日(木)又は11月19日(金)
時間は参加者が揃い次第連絡します。

(2) 提出方法：参加希望者は【様式1】で令和3年11月16日(火)までに上下水道課へ
電子メールで提出のこと。17 問い合わせ先参照。
メールの件名に「【現地説明会参加申込】」と明記すること。

(3) 実施場所：「中条浄化センター」 新潟県胎内市塩津 573-2
現地で受付を行います。ヘルメット、マスク着用のこと。

11 企画提案に関する質問の受付及び回答

この企画提案に関する質問があるときは、質問書【様式18】を提出してください。

(1) 受付期間：令和3年11月15日(月)9時00分から令和3年11月29日(月)
正午まで

(2) 提出方法：上下水道課へ質問書により電子メールで提出。17 問い合わせ先参照。
メールの件名に「【企画提案質問】」と明記すること。

(3) 質問への回答：随時、胎内市ホームページに掲載する。

12 資料等閲覧

資料閲覧を希望する場合は、資料閲覧申込書【様式2】を提出してください。

- (1) 受付期間：令和3年10月19日(火) 9時00分から令和3年11月9日(火)正午まで
- (2) 提出方法：担当課へ資料閲覧申込書により電子メールで提出。
メールの件名に「【資料閲覧希望】」と明記すること。
- (3) 閲覧可能資料：下水道施設に関するもの
下水道事業計画書、施設位置図、施設一般平面図、フロー図、水量・水質及び汚泥データ(過去5年分)、維持管理年報(水質及び汚泥試験年報含む)、各設備の完成図書
し尿投入施設に関するもの
事業計画書、施設位置図、施設一般平面図、フロー図、各設備の完成図書

13 企画提案の受付

- 8(4)による指名通知を受けた事業者は企画提案書一式を提出してください。
- (1) 提案受付期間：令和3年11月15日(月)から令和3年12月6日(月)正午まで
 - (2) 提出方法：上下水道課窓口に直接持参又は郵送。(受付期間内必着のこと)
 - (3) 企画提案書：胎内市公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【様式集】にある【様式4】から【様式14】を作成し提出してください。
 - (4) 参考見積書：【様式15】により契約上限額(消費税及び地方消費税相当額を除く)以内で、業務委託料見積金額(消費税及び地方消費税相当額を除く)を記載するとともに、提案内容に示された業務に係る経費の見積内訳が分かるように作成してください。
 - (5) 提出部数：企画提案書 正本1部、副本13部(写し可)
費用内訳書 正本1部、副本13部(写し可)
 - (6) 参加指名通知：令和3年12月13日(月)発出予定。
合格した者のみ最終選定に参加できます。

14 選定方法(最終選定)

- (1) 実施日時：令和3年12月23日(木)を予定しています。
- (2) 選定方法：公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会という」)は提案者から提出された企画提案書及び参考見積書を審査するにあたり、提案内容確認等のために、参加者に対してプレゼンテーション(40分)及びヒアリング(20分)を実施します。
審査は審査委員会が作成した提案評価基準(別様)に基づき審査し、最も高得点を獲得したものを最優秀提案者とする。また、参加事業者全員の採点を行い順位づけする。総合評価点が高得点の場合は、評価項目のう

ち「技術評価点」に対する評価点の高い者を受託候補者とする。さらに「技術評価点」に対する評価点が同点の場合はいくじ引きで決定する。プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付順とする。

(3) 出席者及び説明者

出席者数及び説明者数は5名までとし、出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書【様式19】により当日提出すること。ただし、質問に対する回答は、配置予定業務責任者及び配置予定業務副責任者が主体となって説明すること。なお、参加者である企業以外の者の出席は認めない。

(4) 選定評価基準の評価項目及び配点

① 技術評価点 200 点

(内訳) 1.実績 2.配置予定 3.管理運営 4.業務実施 5.保守管理 6.修繕業務
7.危機管理 8.消耗品調達 9.地域貢献

② 価格評価点 50 点

契約上限額を超えている場合は失格とします。

(5) 結果通知：最終選定結果は、提案事業者全員に通知します。電話等での問合せは一切受け付けません。

(6) 委員構成：委員長：副市長

委員：副市長、総務課長、総合政策課長、財政課長、市民生活課長、
上下水道課長、下水道事業運営審議会長、日本下水道協会職員、
新潟食糧農業大学工学博士

(7) 参加者が1者であった場合でも、選定評価基準に従い審査を行います。なお、技術評価点の合計が6割に満たない時優先交渉権者にならない場合があります。

(8) 結果通知：令和4年1月7日（金）発出予定。

15 委託契約

(1) 原則として、最優秀提案者を優先交渉権者に決定し、契約交渉を行い、業務委託契約をします。

(2) 優先交渉権者が業務委託契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行います。

(3) 契約の締結は令和4年1月中を予定しています。

16 その他

(1) 本プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがあります。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定することとします。

17 問い合わせ先

〒959-2693

新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市役所

(1) 下水道施設関係

上下水道課 下水道係

担 当：中倉、大沼

電 話：0254-43-5741（直通）

F A X：0254-43-7655

E-mail：gesuido@city.tainai.lg.jp

(2) し尿投入施設関係

市民生活課 生活環境係

担 当：本間、長谷川

電 話：0254-43-6111（内線：1150）

E-mail：kankyou@city.tainai.lg.jp